

答申第190号
平成30年4月27日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成29年6月22日神行総総第514号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「建築主の住所及び氏名等」を非公開とした決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

建築主の住所及び氏名を非公開とした決定は妥当であるが、本件請求に対して、建築計画概要書及び建築工事届を特定しないとする判断は妥当ではなく、文書特定をしたうえで、公開・非公開の判断をすべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「神戸市東灘区〇〇の住宅建築について、建築主ないし指定確認検査機関から受けた内容と神戸市の対応がわかる文書一式（起案文書等を含む。）（以下「本件請求1」という。）」及び「平成29年〇月〇日付『第〇号』の建築計画について指定確認検査機関から受けた文書一式（チェックリストは除く。建築工事届を含む。）（以下「本件請求2」という。）」の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求1に対して、「建築にあたっての事前届出書（以下「事前届出書」という。）」を特定のうえ、部分公開決定（以下「本件決定1」という。）を行うとともに、また本件請求2に対して、「建築基準法（以下「建基法」という。）第6条の2第5項の規定による確認審査報告書」を特定のうえ、部分公開決定（以下「本件決定2」という。）を行った。
- (3) これに対し、請求人は、建築主の住所、氏名を非公開とした本件決定1及び2の取消しを求めるとともに、いずれの決定においても非公開理由に根拠規定しか書かれておらず理由付記に不備があり、文書特定にも誤りがあるとして、審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成29年2月9日受付の審査請求書、3月13日、4月10日、6月5日受付の反論書、5月12日受付の申立書、6月19日受付の上申書、7月3日及び8月7日受付の意見書、8月4日の口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 建築主の住所、氏名の情報は、建基法第89条の規定による建築確認済の掲示、建基法93条の2の規定による建築計画概要書、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条の労災保険関係成立票の掲示により公にされる。また、建築主の住所は建築計画概要書で公にされる。

建築計画概要書の制度は、建基法の一部を改正する法律により、昭和46年1月1日に施行されたもので、周辺住民の協力の下に違反建築物を未然に防止するとともに、併せて違反建築物の売買をも防止しようとするものとして設けられたものである。閲覧を請求できる者は限定されていない。誰でも特定行政庁に請求すれば、建築主、設

計者、施工者、建築敷地の地名地番、建築計画の概要（配置図等の図面を含む。）等の情報を得ることができる制度として運用されている。建基法が適正に運用されるために、建築計画に係る情報を正しく開示することは必須である。法令で公にすると規定されている情報を条例で開示しないと解釈するようなことがあってはならない。

本件住宅建築では、建築敷地における建築確認済の掲示の内容に誤りがあり、労災保険関係成立票の掲示がされていないなどの違法があり、請求人は神戸市総合コールセンターのホームページから意見を寄せたが、是正されていない。

(2) 処分庁は、弁明書において非公開とした理由を記載しているが、元々、本件決定1においても本件決定2においても、理由付記には根拠規定しか書かれていない。なぜ条例第10条各号の非公開情報に該当するか全くわからない。理由付記不備で、条例第13条第3項及び神戸市行政手続条例第7条に違反し、取り消されるべきである。理由付記は、非公開について実施機関の恣意的判断を防止するとともに、非公開理由を請求者に知らせることにより不服申立て等に便宜を与えることを意図したものである。請求を拒否する決定を適法に行うための要件であり、理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。

(3) 処分庁は、「建築計画概要書の閲覧制度は情報公開制度とはその趣旨目的が異なっている上、必ずしも請求人のように『誰でも特定行政庁に請求すれば、建築主（中略）等の情報を得られる制度として運用されている』ものではない」と述べている。つまり、処分庁は、建築計画概要書は何人にも公開することとされているものではないと主張している。

処分庁は、「請求人は、審査請求書の4の(4)の後段において、審査請求の理由として『なお…意見を寄せたが是正されていない。』と述べているが、この部分は、審査請求の理由というよりは本市あての苦情又は意見と思料されるため、処分庁は、弁明書においてはこの部分には特に言及していない。」と述べている。しかしながら、建築計画に係る情報を正しく開示することについて、建基法第89条の規定も条例の規定も趣旨は同じで、特定行政庁が法令を適正に運用していることを、正しい情報開示により市民が知ることとなるのである。建基法の規定による情報開示に誤りがあるのは違法である。処分庁は、違法状態をただ放置しているのか、それとも工事監理者や施工者に情報開示の誤りを是正するように指導しているにも拘らず違法状態が続いているのか釈明を求める。

(4) 処分庁は、本件決定1においても本件決定2においても、理由付記には根拠規定しか書かれていない。処分庁は、非公開とするのが建築主の住所と氏名であるから根拠規定を記載すれば足りると弁明しているが、問題を矮小化した弁明である。請求人は、本件処分全体について条例違反を争っている。一度も建築主の住所と氏名だけが争点とは言っていない。処分庁がそのように矮小化していることは不当と考えており、また、瑕疵がある本件処分は正されなければならない。

(5) 請求人は、処分庁に対して「建築計画概要書は何人にも公開することとされている

ものではないと主張している。そのような主張であるとの理解で誤りがないか。」と釈明を求めたところ、処分庁は明確な回答はしていないが、「建築計画概要書は何人にも公開されているものではない。」という立場のようである。請求人は、「建築計画概要書は何人にも公開することとされているものである。」として条例が運用されていると理解している。処分庁が依拠している国土交通省住宅局建築指導課長名での技術的助言と建基法第 93 条の 2 に基づく建築計画概要書の閲覧制度との関係については、ごく最近に国の情報公開・個人情報保護審査会（平成 29 年 3 月 31 日、平成 28 年度（独情）答申第 97 号）では、建基法第 93 条の 2 及び同法施行規則第 11 条の 4 の規定により、建築計画概要書については、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないとされている。

この点、諮問庁は、当該部分について、建基法に基づく建築計画概要書の閲覧及び交付の実施は、各特定行政庁の運用で行われており、特定行政庁のホームページにおいて「閲覧制度の趣旨に沿わないと判断する閲覧請求には応じられません。」との記載があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号ただし書きには該当しないと判断した旨説明する。

しかしながら、地方公共団体における建築計画概要書の閲覧制限は、制度の趣旨を逸脱して明らかに営業目的で請求する場合や建築物を特定せずに大量の請求を行う場合については、当該請求を拒否しても違法ではないとする、国土交通省住宅局建築指導課長名での技術的助言に基づき例外的に行われているにすぎないものであることから、建築計画概要書に記載された情報は「法令の規定により」公にされ、または公にすることが予定されている情報と解すべきものであり、したがって、当該部分は情報公開法第 5 条第 1 号ただし書きに該当し、非開示情報には該当しない。このように、情報公開法に基づく情報開示において、建築計画概要書に記載された情報は情報公開法第 5 条第 1 号ただし書きに該当するので、建築計画概要書に記載された氏名等の情報を開示すべきとの判断がされている。

(6) 繰り返しになるが、建築計画に係る情報を正しく開示することについて、建基法の規定も、条例の規定も趣旨は同じで、特定行政庁が法令を適正に運用していることを正しい情報開示により市民が知ることとなるのである。建基法第 89 条の規定による情報開示に誤りがあるのは違法であり、違法は正されないといけないと考える。現在も本建築物の情報開示は正しくされていない。また、本件建築物のほかにも建基法第 89 条の規定による情報開示が正しくない事例が確認されている。神戸市には情報開示の徹底をお願いしたい。

(7) 指定確認検査機関から受けた文書には、建築計画概要書が添付されている。処分庁の平成 29 年 5 月 19 日付の回答書では、あらゆる閲覧請求に対して建築計画概要書を閲覧に供するものではないと主張している。それならば、建築計画概要書は、条例第 30 条第 1 項ただし書きの「当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りではない。」に該当するので、条例の対象文書にな

る。しかしながら、本件決定2では、建築計画概要書を非公開とすることも、その理由も書かれていない。つまり、本件決定には瑕疵があり、正されないといけなことになる。

- (8) 建築工事届は、建基法第15条の規定では、建築主事を経由して都道府県知事に届け出るものであるが、兵庫県では、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年12月20日兵庫県条例第53号）（以下「兵庫県条例」という。）第18項の規定により、建築工事届の受理に関する事務、および建築工事届に基づき建築統計の作成に関する事務が、神戸市に委譲されている。建築工事届は、兵庫県条例に基づき神戸市が受領印を押して管理し、さらに、その届出に基づき神戸市が建築統計を作成することから、神戸市職員が組織的に用いるものと考えられる。つまり、建築工事届は神戸市が保有する文書であると解釈すべきである。

本件請求2の請求日時点、および本件決定2の決定日時点では、建築工事届は兵庫県条例により神戸市が管理していた。処分庁は、「本市の管理に属し、本市の公文書と同等の注意義務を払い保管し、管理しおよび取り扱うべきもの。」と認めている。さらに月単位で建築統計が作成されるため、平成29年1月分の統計は、2月1日以降に作成される。つまり、本件請求2の請求日時点、および公開決定の時点で建築工事届を神戸市が管理していたことは明らかである。

- (9) 市内の建築物の確認検査業務は、指定確認検査機関が確認検査を行った場合であっても、神戸市の事務である。建築物の確認検査業務は、人の生命、健康、生活や財産に密接にかかわるものである。指定確認検査機関が神戸市に提出した確認検査に関する公文書を神戸市が積極的に公開することは、確認検査業務が適正かつ公正に実施されることに大いに役立つと考える。本件決定2の添付書類には建築計画概要書がある。添付書類を含めて本件決定2の名称の公文書である。公文書の単位で公開請求しているのであるから、公文書全体を公開すべきである。処分庁は、建築計画概要書は他の制度で閲覧することができるために、条例の公開の対象外であると弁明しているが、一体の公文書の添付書類だけを分離して公開の対象外とするのは誤りである。真正な建築計画概要書が添付されているかを知るために、添付書類の公開に大きな意義がある。

- (10) 建基法は、第6条で建築主に建築確認の申請義務を課し、第9条で違反建築物について建築主に是正命令できることを定め、第12条で建築主に対して報告義務を課している。建築物について建築主の負う責任は重い。さらに、建基法は第89条及び第93条の2で建築主の情報を公開することを定めている。建築主の情報はプライバシー情報に当たらない。これらの規定は、建築物について責任を持つ建築主の情報を含めて、建築物の情報の公開を徹底することが、建基法に基づく特定行政庁の業務が適正かつ公正に実施されることに必要であるためであると考えられる。

- (11) 審査庁の姿勢について、審査庁の手続きに時間がかかりすぎている。平成28年4月1日に施行された行政不服審査法第1条では、旧法にない「公正な手続き」を規定し、

その一環として処分庁への異議申立てでなく、審査庁への審査請求がなされるようになった。しかしながら、公正であったのだろうかと疑問に感じている。7月1日付けの意見書に対する回答では審査庁が意見を求められるものではないと述べている。審査庁が責任を持って審査会に対し意見を述べるべきである。処分庁と審査会との間のメッセージにしか過ぎないのなら、もっと早く審査会に諮問し、審査会の判断を仰ぐべきである。

- (12) 審査請求の争点は、処分庁の理由付記に不備があり、対象文書の特定に誤りがあり、あわせて、処分庁の条例第10条第1号の解釈に誤りがあるというものである。また、本件決定1で受けた建築計画概要書以外にも対象文書とすべきものがあるのではないかと強く疑っている。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成29年3月8日、4月4日、5月8日、6月12日付の弁明書、7月19日付の質問に対する回答、7月10日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 請求人は、本件決定1及び本件決定2の取消しを求めているが、審査請求の理由を要約すると「建築主の氏名及び建築主の住所を公開されるべきこと」が述べられている。このことから請求人は、処分庁が建築主の氏名及び建築主の住所を非公開とした部分について取消しを求め、その余の非公開部分については特に取消しを求めるものではないものと思料される。
- (2) 建築主の氏名及び住所は、これらが特定個人を識別する情報であり、公にしないことが正当であると認められるときは、条例第10条第1号アに基づき非公開とすることができる。本件公文書の内容が建築計画に関するものであることから、建築主の情報を公開することにより、商品販売、引越し、内外装工事等の営業が行われる可能性があり、建築主の平穏な生活が乱される恐れがあると考えられる。また、建築物は高額な不動産であり、建築主の資産の一部が明らかになる。
- (3) 請求人は、建基法に基づく建築計画概要書等において建築主の氏名及び建築主の住所が公にされていることを理由として非公開事由に該当しないとしているが、処分庁としては建基法に基づき個人情報情報が公にされていることをもって、情報公開制度における非公開事由に該当しないと一律に判断することはできないと考えている。

建築計画概要書は、建基法第93条の2の規定に基づき、特定行政庁において閲覧に供することとされている。建築計画概要書の閲覧制度は、平成21年11月18日付けで国土交通省から技術的助言が発出されており、「建築計画概要書を閲覧の用に供し、周辺住民の協力のもとに違反建築物を未然に防止し、無確認建築物の売買をも防止しようとするものである。制度趣旨に反する閲覧請求を拒否しても違法とはならないこと」とされ、あわせて「情報公開条例による開示請求にあたっては個人情報保護に努められたい」とされている。

この技術的助言の発出は、建築計画概要書を閲覧することにより取得した個人情報の一部の事業者が制度趣旨を逸脱した目的に利用し、国民生活に不適切な影響を生じせしめたことが背景にあり、平成19年7月、総務省行政評価局によるあっせんが行われたことを受けたものである。閲覧制度は、制度趣旨を逸脱しない範囲で認められているものであり、本市においても建築計画概要書の閲覧は、場所を定め、不適切な閲覧を禁止するほか、閲覧請求に際して閲覧目的の告知を求めるなどの環境を整えた上で閲覧に供している。

このように、建築計画概要書の閲覧制度は、情報公開制度とはその趣旨目的が異なっているうえ、必ずしも請求人が言うように「誰でも特定行政庁に請求すれば、建築主等の情報を得ることができる制度として運用されている」ものではない。したがって、特定行政庁が、建築主の氏名及び建築主の住所を公にしていることをもって、直ちに公文書公開決定において個人情報を開示すべきこととはならない。

- (4) 請求人は、「建築確認済の掲示」及び「労働保険関係成立票の掲示」により建築主の氏名が公にされていることを理由として掲げている。しかし、建基法第89条の確認済みの表示は、工事施工者が建築場所または築造場所において建基法第6条第1項の確認済みであること等を表示するためのものである。また、労災保険関係成立票は、建設事業の事業主が当該工事現場において労災保険関係が成立していることを表示するものであり、表示期間が工事期間中または労災保険関係の成立から消滅までで、一過性のものである。個人情報が永続的に当該工事現場に表示されるものでない。
- (5) 建基法等による開示はそれぞれの制度趣旨のもとにそれぞれの法定の方法で開示されるものであり、情報公開制度の趣旨、開示方法とは一致しないから、同一の情報が開示されたとしても条例上の非公開事由の該当性の判断には必ずしも影響しない。建築主の氏名、住所が請求人の請求する情報とともに公開されれば、個人の資産状況が明らかになるが、これは他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報であるといえる。また、住所や氏名が明らかになれば望まない営業行為を受け平穏な生活を乱される可能性があるといえる。よって、この情報を公開されない利益は建基法上の開示制度を前提としても、なお保護する必要がある。
- (6) なお、本市の条例では、請求人のいう「法令の規定により公にされている情報」について特段の定めを置いていないが、このような規定が置かれている場合であっても他法令で公開されることだけを理由として、一律に公開を認めているわけではない。

神戸市建築計画概要書等閲覧規則（以下「閲覧規則」という。）において、「対象となる建築物を特定しないで書類を閲覧しているとき又は閲覧しようとしているときは書類の閲覧を停止し又は禁止することができる」旨を規定して公開を求める理由によって公開を拒否する場合を定めており、情報公開法の審査基準では『法令の規定』は何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は『公にされている情報』には該当しない。」と定めていることから、本市が

建築計画概要書等の建築主の氏名及び住所を非公開とすることが不合理であるとはいえない。

(7) 本市の建築指導を所管する部署では、明らかに商業目的と思われる大量の建築計画概要書の閲覧を求める公文書公開請求が頻繁に行われている。その決定にあたっては、プライバシー保護のため、建築主などの個人情報情報を非公開とする決定を行っている。しかし、本件請求において「請求人の述べる理由により個人情報情報を公開すべき」との答申が出された場合、これが先例となり、明らかに商業目的と思われる公文書公開請求に対してもプライバシー保護が困難となることを危惧する。付言すれば、処分庁は建築物に関する公文書の取り扱いにあたって、本市の情報公開制度における市民の権利を制約する意図は全くなく、思慮することが求められる個人情報やプライバシーについて慎重な判断をしているものである。そもそも建基法に定める建築計画概要書閲覧制度と神戸市の条例に基づく公文書公開制度は別々の制度であり、個人の正当な権利を保護するため、個人情報を除き公文書を公開すると決定したのであり、本件決定は適切であると考ええる。

(8) 請求人は、審査請求の理由として建基法第 89 条違反を主張しているように思料されるが、本件決定や本件審査請求には関係がなく、本市あての苦情又は意見にほかならない。

(9) 建基法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき指定確認検査機関から特定行政庁に提出される確認審査報告書の添付資料には、建築計画概要書が含まれている。この建築計画概要書は建基法第 93 条の 2 及び閲覧規則の規定に基づき、処分庁において閲覧に供していることから、通常、条例第 30 条の規定に基づき公文書公開請求の対象外の文書にあたる。しかし、建築物等を特定しない閲覧請求については、閲覧規則第 7 条第 3 号の規定に基づき閲覧制限があるため、このような閲覧を希望される方には公文書公開請求により閲覧に供している。本件請求は、閲覧対象の建築物が特定されていることから、建基法及び閲覧規則による閲覧請求があればこれを閲覧に供するものであり、条例第 30 条に基づき、公文書公開の請求対象外に当たるため、公開決定には含めていない。

(10) 建基法第 15 条の規定に基づく建築工事届は、建築主に対して、建築主事を経由して都道府県知事に提出することを義務付けた文書であり、本市所管課において受理し、兵庫県所管課において受理されるまでの間は、本市の管理に属し、本市の公文書と同等の注意義務を払い保管、管理し取り扱うべきものである。しかし、建築工事届の最終の提出先は都道府県知事であり、建築工事届の使用、閲覧、保管、廃棄等の権限は兵庫県に属し、公文書公開決定に関する権限も都道府県知事に属するものと考ええる。よって、本件決定 2 には含めていない。

建築工事届に係る公文書公開請求は、建築工事届が経由する個々の地方公共団体の公文書公開に関する条例を適用するより、都道府県の条例を適用し決定がなされることが合理的と考える。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件請求1は、「神戸市東灘区〇〇の住宅建築について、建築主ないし指定確認検査機関から受けた内容と神戸市の対応がわかる文書一式（起案文書等を含む。）」であり、本件請求2は「平成29年〇月〇日付『第〇号』の建築計画について指定確認検査機関から受けた文書一式（チェックリストは除く。建築工事届を含む。）」である。

(2) 争点

本件請求人は、建基法に基づき、建築主または指定確認検査機関から受けた内容と神戸市の対応がわかる文書一式として、処分庁が行った本件決定1及び2において非公開とされた建築主の住所、氏名等の公開と本件決定における非公開部分の理由付記の不備及び文書特定に誤りがあるとして、本件決定を取り消すべきとして争っている。

以下、検討する。

(3) 条例第10条第1号の該当性について

審査会が見分したところ、本件決定1において特定した公文書のうち、「建築にあたっての事前届出書」に記載された建築主の住所・氏名・電話番号・印影、「面積表」「現況敷地図・敷地断面図」「配置図・平均G L算定図」「立面図」に記載された建築主の姓、及び「平面図」「断面図1・2」を非公開としている。

また、本件決定2において特定した公文書のうち、「確認審査報告書」に記載された建築主の氏名及び姓、指定確認検査機関の従業員氏名を非公開としている。

請求人によれば、建築主の氏名及び住所は、法令の規定により建築計画概要書で公にされていることから、条例第10条第1号アに該当するものとは考えられないとしている。

このことについて、処分庁としては、建築計画概要書は建基法第93条の2及び同法施行規則第11条の4の規定に基づき、閲覧請求があった場合には、これを閲覧させなければならないが、平成21年11月18日付国住指第3133号による国土交通省住宅局建築指導課長からの通知文書において、建築計画概要書の閲覧制度は、「周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとするものであって、利害関係を有しない者が本制度の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的のために当該図書の閲覧を請求する場合には、当該請求を拒否しても違法ではない。また、特段合理的な理由もなく、建築物等を特定せずに大量に建築計画概要書等の閲覧を求める場合についても、本制度の趣旨を逸脱して閲覧を請求する場合に該当する。(略)なお、各特定行政庁において定める情報公開条例の規定に基づく開示請求については、上記閲覧制度の趣旨に鑑み、適宜、情報公開部局との連携を図りつつ、個人情報の保護に努められたい。」との技術的助言がなされている。処分庁としては、この助言に基づいて建築計画概要書の閲覧制度は建築物を特定すれば1日につき10件まで閲覧を可能としており、これによって、閲覧制度の趣旨に沿わな

い建築物が特定されていない閲覧，及び大量閲覧を制限することにより，営業利用を排除している。

処分庁が主張するとおり，閲覧制度の本質的な趣旨に鑑み，上記のような一定の閲覧制限を課しているのであれば，条例に基づく公開請求をした場合の公開の範囲と必ずしも同一にならないことから，条例第 30 条に規定された調整措置の対象とならないものと考えられる。

また，情報公開制度は，何人も請求でき利用目的を問わない制度であることから，営業目的である者か否か，利害関係を有しない者か否かに関わりなく，一律に判断しなければならない。そうすると，情報公開制度上，建築主の住所，氏名はプライバシー保護の観点から，非公開とすべき情報であると認められる。

したがって，処分庁が建築主の住所，氏名（姓のみも含む。）を条例第 10 条 1 号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

つぎに，処分庁は「平面図」「断面図 1・2」を非公開としているが，審査会が見分したところ，本件公文書を公開すると，特定個人宅の間取り等が明らかになり，生活が窺い知れることが認められ，特定個人の正当な権利利益を侵害するおそれが認められる。

したがって，処分庁が「平面図」「断面図 1・2」を，条例第 10 条 1 号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

つぎに，処分庁は指定確認検査機関の従業員氏名を非公開としている。本件情報を公にすると，特定個人の勤務先が明らかになるため，特定個人の正当な権利利益を侵害するおそれが認められる。

したがって，処分庁が指定確認検査機関の従業員氏名を，条例第 10 条 1 号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

(4) 理由付記について

条例第 13 条第 3 項の規定に基づけば，公開請求に係る公文書の全部又は一部を非公開とする場合は，その旨を書面によって通知するときに，その理由を付記しなければならない。

公開することができない理由の提示の程度については，単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず，請求者が非公開の理由を十分に認識しうるものであることが必要であり，また，非公開とした情報の内容が明らかにならない限度において，どのような種類の情報が記録されているかも併せて提示しなければならない。

本件決定通知書には，「建築主の住所，氏名，電話番号及び平面図，面積表の一部」及び「建築主及び指定確認検査機関の従業員氏名」の非公開理由として，「特定の個人が識別される，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害すると認められる情報であるため（条例第 10 条第 1 号）」としており，また，「断面図」の非公開理由として，「上記及び法人等に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると

認められるため（条例第 10 条第 1 号，第 2 号ア）」としている。

非公開情報のうち，建築主の住所，氏名，電話番号及び平面図，面積表の一部並びに断面図については，その理由付記において，条文からの引用が見受けられるものの，特定個人が識別されもしくは他の情報と照らし合わせて識別される場合であって，公にされることを欲しないであろう情報，いわゆるプライバシーに関する情報である旨示しているのであって，非公開理由を推認できないとまではいえない。

なお，断面図の理由付記をみると，処分庁は条例第 10 条第 1 号に加えて条例第 10 条第 2 号アに該当するとし，その具体的理由は，条例第 10 条第 2 号の条文を引用することとどまり，断面図のどのような内容又は性質が法人情報に当たるのか等，条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断した具体的理由の明示としては，十分とはいえない。

しかしながら，上記（3）のとおり，本件決定の実質的な理由づけは，条例第 10 条第 1 号の妥当性であり，そのことに関しては上記のとおりプライバシー情報が推認できるので，条例第 10 条第 2 号アに該当するという理由の不十分さが本件処分そのものを不相当とするものではない。

（5）文書特定について

請求人は，本件請求 2 において処分庁が指定確認検査機関から受け付けた建築計画概要書及び建築工事届を対象文書として特定していないとして争っている。

ア 建築計画概要書について

処分庁によれば，本件請求 2 において，建築計画概要書を特定していないのは，請求人が本件請求において建築物を特定しているため，建基法及び閲覧規則に基づく閲覧に供するものであることから，条例第 30 条に基づく公文書公開請求の対象外に当たるため，公開決定に含めていないとしている。

建築計画概要書については，上記（3）において判断したとおり，建基法の本質的な閲覧制度の趣旨に鑑み，一定の場合に閲覧制限されている場合には，公文書公開請求した場合の公開の範囲と必ずしも同一にならないことから，建築計画概要書については条例第 30 条の調整措置の対象とならないものと考えられる。

したがって，建築計画概要書は調整規定の対象として，文書特定しないとする処分庁の判断は妥当ではなく，文書特定をしたうえで，公開・非公開の判断をすべきである。

イ 建築工事届について

処分庁によれば，建築工事届は建築基準法第 15 条の規定に基づき，建築主が建築主事を経由して都道府県知事に提出しなければならない書類である。本件では，建築工事届は指定確認検査機関等から処分庁（建築主事）に提出され，受付印を押印し，形式点検等を行う。次に，都道府県知事が処理する建築統計作成業務について，事務移譲により処分庁が入力処理する。その後，建築工事届は処分庁から兵庫県に移送されるとしている。この間，建築工事届は処分庁において一時的に保有はするものの，複写することもなく，兵庫県に移送することから，市の保有する公文書で

はなく、また組織共有もしていないとの認識により、文書特定には至らなかったとしている。

条例第2条第1号の規定に基づけば、公文書とは実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書であり、職員が組織的に用い、現に保有しているものをいう。

そうすると、処分庁としては、上記のとおり指定確認検査機関等から建築工事届を受理したときは、届出内容の形式点検等を行い、建築統計作成のため処分庁が入力処理した後に、建築工事届を兵庫県に移送しているのであるから、処分庁がただ単に一時的に預かっている書類とはいえ、処分庁において管理している段階では、建築工事届は処分庁の職員が職務上取得し、職員が組織的に用いている文書であることから、建築工事届は公文書であることが認められる。

したがって、建築工事届が公文書に当たらないとする処分庁の判断は妥当ではなく、文書特定をしたうえで、公開・非公開の判断をすべきである。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成29年2月9日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成29年3月8日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成29年3月13日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成29年4月4日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成29年4月10日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成29年5月8日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成29年5月12日	—	* 審査請求人から申立書を受理
平成29年5月19日	—	* 処分庁から回答を受理
平成29年6月5日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成29年6月12日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成29年6月19日	—	* 審査請求人から上申書を受理
平成29年6月22日	—	* 諮問書を受理
平成29年7月3日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成29年7月10日	第304回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成29年7月19日	—	* 審査庁から意見書を受理
平成29年8月4日	第305回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
平成29年8月7日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成29年9月22日	第306回審査会	* 審議
平成29年10月23日	第307回審査会	* 審議
平成29年11月16日	第308回審査会	* 審議
平成30年1月30日	第310回審査会	* 審議
平成30年2月26日	第311回審査会	* 審議
平成30年3月28日	第312回審査会	* 審議